

# レンタル約款

## 第 1 条（総則）

この約款は、お客様（以下甲という）と株式会社アットワーク（以下、乙という）との間の賃貸借契約（レンタル契約）について、別に契約書または取り決め等による特約がない場合は、下記約款条項を適用いたします。

## 第 2 条（物件）

乙は甲に対し、申込み書に記載するレンタル物件(以下「物件」)を賃貸し、甲はこれを賃借します。

## 第 3 条（契約の成立）

甲は本レンタル規約を承諾の上、乙に対しお申込をするものとし、乙は申込内容について適当と認めた場合に契約が成立します。また、乙が適当と認めない場合、乙は甲に対し理由を説明する義務を負わないものとします。

## 第 4 条（レンタル期間）

1. レンタル期間はお申込み書に記載する期間とします。
2. この約款に基づくレンタル契約は、この約款に定める場合を除き、レンタル期間満了の日まで解除し、又は終了させることができません。

## 第 5 条（料金）

1. 甲は、乙が発行した見積書に記載された、レンタル料、運送諸経費、その他代金などに、消費税を付した金額を、申込書に記載された支払時期に乙に対して支払います。
2. 甲は、申込書または請求書に記載された金額を振込により乙に支払います。その際の振込に関する費用は甲が負担します。

## 第 6 条（物件の引渡し）

1. 乙は甲に対し、物件を甲の指定する日本国内の場所においてレンタル開始日の 1 日前に引渡し、甲は物件をレンタル終了日に返還します。
2. 甲が乙から賃借した物件の内容を確認し、動作確認をした時点で甲に引渡されたものとします。

## 第7条（担保責任）

1. 乙は甲に対して、引渡し時において物件が正常な性能を備えていることのみを担保し、甲の使用目的への適合性については担保しません。
2. 甲が乙に対して物件の引渡後2営業日以内に物件の性能の欠陥を通知しなかったときには、物件は正常な状態を備えて引き渡されたものとします。
3. 甲の責によらないで生じた性能の欠陥により物件が正常に動作しない場合は、乙は物件を取り替えます。この場合、乙は、物件使用不能期間中のレンタル代金を日割り計算により減免するほかは、甲に対して損害賠償の責を負いません。
4. 乙は、前項に規定する以外には物件が正常に動作しないことに関して責任を負いません。

## 第8条（物件の使用、保管）

1. 甲は物件を善良な管理者の注意をもって使用中保管し、これらに要する消耗品及び費用を負担します。甲は物件をその本来の使用目的以外に使用しません。
2. 甲は乙の書面による承諾を得ないで物件の譲渡、転貸及び改造をしません。また甲は物件を分解、修理、調整したり、汚染したりしません。
3. 甲は、乙の事前の書面による承諾なくして申込書記載の設置場所以外に物件を移転したり、ソフトのインストールを含む物件の改造、加工等を行ったりしません。
4. 物件自体またはその設置、保管もしくは使用によって第三者に与えた損害については、甲がこれを賠償します。
5. 甲は、物件を譲渡または物件に担保権を設定する等、乙の権利を侵害する一切の行為をしません。

## 第9条（物件の滅失、毀損）

1. 物件の返還までに生じた物件の滅失、毀損または物件の返還不能についての危険は、天災地変その他原因のいかんを問わず、全て甲が負担します。ただし、通常の消耗はこの限りではありません。

2. 物件が滅失（修理不能または所有権の侵害を含む）した場合、または物件が返還不能になった場合には、甲は乙に対して代替物件の購入費用を支払います。

3. 物件が毀損（所有権の制限を含む）した場合には、甲は自己の費用で物件を完全な状態に復元しまたは修理します。

#### **第 10 条（ソフトウェア複製等の禁止）**

1. 甲は、物件の全部または一部を構成するソフトウェアがある場合、そのソフトウェアに関して次の行為をしてはならないものとします。

(1) 有償であると無償であるを問わず、ソフトウェアの全部または一部を第三者に譲渡し、もしくはその再使用权を設定し、または複製し、第三者に使用させること

(2) ソフトウェアの全部または一部を複製すること

(3) ソフトウェアを変更または改作すること

2. 甲は、ソフトウェアの保管あるいは使用に起因して損害が発生したときは、一切の賠償責任を負い、乙に何等の負担はかけないものとします。

#### **第 11 条（レンタル期間の延長）**

甲から延長期間を定めて期間延長の申し出があった場合は、乙は当該レンタル契約に適用される料金制度表に基づき、この申し出を承諾する場合があります。

#### **第 12 条（甲からの解約）**

レンタル期間中といえども、甲からの申し出により、物件を乙の指定する場所に返還してこの契約を解約することができます。ただし、この場合のレンタル料は、見積書記載のレンタル料によらず、別途乙が甲に交付する解約書類をもとに精算します。

#### **第 13 条（予約取消手数料）**

ご予約確定後のキャンセルは、レンタルご利用日の 6 日前より下記の通り甲が乙に対しキャンセル料金を支払います。

取消日が発送日又はご利用日の 5 日以前 無料

取消日が発送日又はご利用日の 4 日前～2 日前 予約した料金（消費税含む）の 20%

取消日が発送日又はご利用日の前日又は当日 予約した料金（消費税含む）の30%

取消が発送後又は、お渡し後のキャンセルはできません。

#### **第14条（物件の返還）**

1. この契約が期間満了により終了したときは、乙が物件受け渡し時に発行したチェックシートに記載するレンタル品（ケーブル、取扱説明書等を含む）を申込書に記載した方法で乙に返還します。

2. 前項の場合において、チェックシートに記載する物件が揃わない、または毀損した物件を返還したときは、甲は乙に対して代替物件の購入代金を支払うか、または甲の費用で物件を完全な状態に復元します。

3. 甲が乙に対して物件の返還をなすべき場合にその返還を遅延したときは、甲はその期限の翌日から返還完了日までのレンタル代金を乙に支払います。

#### **第15条（乙の権利の譲渡）**

乙は、この契約に基づく乙の権利を金融機関等の第三者に譲渡し、若しくは担保に差入れることができます。またレンタル予定終了日から2週間延滞料金のお支払いがなく物件を返却されない場合は、債権回収業者または弁護士に、債権回収及び物件回収を依頼することがございます。その場合、その費用は全て甲が負担することとします。

#### **第16条（情報）**

1. レンタル期間中に何らかの理由により、物件の内部に記録させている情報が取り出せない場合、乙は甲に情報の復元を依頼することができます。この場合の費用は、乙が甲に見積書により提示します。

2. 前項の作業が履行できない場合、または情報が復元できない場合、甲は一切の責任を負いません。

3. 甲が乙に物件を返還した後は、物件の返還の理由の如何を問わず、物件の内部に記録させているいかなる情報についても、甲は乙に対し返還、修復、削除、賠償などの請求をしません。

#### **第17条（合意管轄）**

レンタル契約について訴訟の必要が生じたときは、当社本店の所在地にある裁判所を全管轄裁判所とします。